

定住促進

大垣で暮らそう

～大垣暮らしのオトクな制度～

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、①は高齢介護課 (☎47-7424)、②～④は住宅課 (☎47-8184) へ。

大垣への引っ越しがオトク

① 三世代で暮らそう！ (転居費用を補助)

≪ 三世代同居促進事業 ≫

高齢者の孤立化の防止や定住促進を図るため、三世代で同居を始めるときの引っ越し費用の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

①高齢者 (65歳以上) のみの世帯に、二世帯以上の子と孫 (64歳以下) が市外から転入し、三世代以上で同居する人 ※申請者は子または孫のいずれか1人

②三世代同居をする住宅を生活の本拠地とすること

▶補助金額…引っ越し費用の5分の4 (上限8万円)

▶申請期限…転入日 (住民票異動日) から6か月以内



② 親元近くで暮らそう！ (転居費用を補助)

≪ 子育て世代近居支援事業 ≫

市内出身者のUターンの促進や、子育て世帯定住者の増加を図るため、市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入する場合、その転居費用 (引っ越し費用) の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

①市外から転入した、中学生以下 (妊娠中を含む) の子どもがいる人

②親世帯 (年齢不問) が市内に1年以上継続して居住している人

▶補助金額…引っ越し費用の5分の3 (上限6万円)

▶申請期限…転入日 (住民票異動日) から6か月以内

※①と②の転居費用補助の重複申請はできません

住宅取得の際のオトクな制度

③ 新居をかまえて子育てを！ (住宅取得を支援)

≪ 子育て世代等住宅取得支援事業 ≫

子育て世代の定住を促進するため、市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を助成します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

①市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居した人。※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併設住宅の場合、10分の9以上が住居であること

②申請期限日までに、中学生以下の子 (妊娠中を含む) がいる人、または夫婦どちらか一方が34歳以下の世帯の人

③市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受け、申請時に借入金残高が100万円以上ある人

▶助成期間…3年間 ※借入金の残高が100万円未満となる時まで

▶助成金額…各年度の利子支払額 (上限10万円) を年1回助成 (最大30万円)

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内



④ リフォームした中古住宅で子育てを！

≪ 子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業 ≫

子育て世代の定住促進と空き家の有効活用を図るため、市内に中古住宅を取得し、リフォームを行う際の費用の一部を助成します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

①市内に自ら居住するための中古住宅、または中古の分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人

②申請 (実施計画書提出) 期限日までに、中学生以下の子 (妊娠中を含む) がいる人、または夫婦どちらか一方が34歳以下の世帯の人

③リフォーム工事を市内業者 (本店・支店) に依頼して行う人

④市税等を完納している人

⑤昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工と同時に耐震補強工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が0.7以上必要。無料耐震診断と耐震補強助成については、建築課 (☎47-8436) へ

▶助成金額…リフォーム費用の10分の1 (上限20万円) を1回助成 ※リフォーム工事費は20万円以上であること

▶申請 (実施計画書提出) 期限…対象住宅を取得した日から1年以内およびリフォーム工事着工前



屋外広告物

安全点検報告書の提出が義務化

看板などの屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請を受ける必要があります。また、許可には手数料が必要となります (一定面積以下の自家広告物は除く)。

市では、許可を受けていない屋外広告物の指導を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

更新申請時に安全点検報告書の提出が必要となります

近年の屋外広告物による事故の多発により、設置者 (管理者) の皆さんには、より適切な管理が求められています。

そのため、岐阜県では、広告物の許可期間更新申請時に、有資格者による安全点検を実施し、更新申請書類とともに、点検報告書 (所定の様式) を提出することが義務化されました (平成29年8月以降に許可期間が満了となる広告物の許可期間更新申請から適用)。

点検により異常が認められた場合、原則、許可をすることはできません。速やかに改善の処理を行ってください。



【問合せ】都市計画課 (東庁舎2階、☎47-8694) へ

公園を彩ってみませんか

コミュニティガーデン事業 参加団体募集

市は、大垣公園内の一部区画で自由にレイアウトして花や木を植栽する「コミュニティガーデン」の企画・設置・運営を行っていただく団体を募集します (1団体・抽選)。

市民協働による緑のまちづくりに参加をお願いします。

※対象 / 市民団体、事業者、学校など

※ところ / 大垣公園内 (1区画・約20㎡)

※備考 / 花苗などの資材は、市が提供

※応募方法 / 5月31日 (必着) までに、都市施設課で配布の応募書に必要事項を記入し同課 (〒503-8601 丸の内2-29) へ

※問合せ / 同課 (☎47-8409) へ



コミュニティガーデンの様子